

平成 30 年 7 月 2 日

◎西内委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、7 月 4 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにします。

《商工労働部》

◎西内委員長 最初に、商工労働部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎近藤商工労働部長 商工労働部の提出議案について、その概要を御説明します。

初めに、補正予算議案です。資料No.②議案説明書の 6 ページをお願いします。一般会計で工業振興課の所管分について、29 万 6,000 円の歳入予算の増額補正をお願いしてあります。高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計への繰り入れに要するものです。

24 ページをお願いします。特別会計で同じく工業振興課の所管になりますけれども、同じ高知県中小企業近代化資金助成事業において、568 万 5,000 円の歳出の増額補正をお願いしてあります。補正の内容としましては、平成 19 年 10 月に公益財団法人高知県産業振興センターに造成しました高知産業振興基金、通称 100 億円基金が昨年 10 月に 10 年間の運用期間の満了を迎えたことに伴い、歳入歳出ともにその運用益の未使用額を精算するための予算となっております。

次に、条例その他議案について 2 件ございます。資料No.③条例その他議案の 16 ページをお願いします。

1 件目は、県有財産高知中央産業団地の処分に関する議案で、高知市一宮で高知市と共同開発をしましてまいりました高知中央産業団地の分譲用地で、県が所有している持ち分である 2 分の 1 の 5 万 103.57 平方メートルを処分することについて、地方自治法第 96 条の第

1 項第 8 号及び高知県財産条例第 2 条第 1 項の規定により、県議会の議決を求めるものです。

次に 38 ページをお願いします。2 件目は、高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告です。この訴訟事件において、原告が国の公共職業安定所ハローワークを通じて、県が国から委託を受けて実施する職業訓練の受講を申し込み、その受講のための選考を受験したところ、県が原告に対して、障害を理由として同選考を不合格にする判定をしたということで、これが違法に当たると主張をし、同判定の取り消し及び慰謝料等の支払いを国、県に求めたものです。

この第 1 審判決において、県が原告の障害を理由に不合格にした、このことが直接差別に当たるとの認定を受けまして、県はこれを不服として控訴することにしたものです。なお提出議案の詳細についてはこの後、担当課長から説明をします。

次に、報告事項については 1 件ございます。

委員会資料、報告事項の赤いインデックス雇用労働政策課の 1 ページ目をお願いします。非強制徴収債権の放棄についてです。

雇用労働政策課が所管をする中村高等技術学校の応用訓練収入、自動車板金部分塗装代金及び当該収入に附帯する遅延損害金に係る債権について、高知県債権管理条例の規定に基づき、2 件の債権放棄を実施しました。なお詳細については、後ほど雇用労働政策課長から御説明します。

最後に、主な審議会等の状況について御報告します。

委員会資料、報告事項の 2 ページ目の平成 30 年度の主な審議会等の状況をごらんください。経営支援課で所管をしております、高知県大規模小売店舗立地審議会を 6 月 20 日に開催しております。審議会では西松屋高知神田店と、ドラッグコスモス神田店の 2 件の新設案件に対し、店舗が立地する周辺地域の生活環境の保全・保持の観点から、地域の施設の配置や運営方法など、設置者が考慮すべき事項について御審議をいただいたものです。

審議の結果、2 件とも特に意見なしとの答申をいただいております。

以上、私からの総括説明を終わります。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈工業振興課〉

◎西内委員長 初めに、工業振興課の説明を求めます。

◎戸田工業振興課長 平成 30 年度特別会計の補正予算について御説明します。今回お諮りする補正予算は、平成 19 年 10 月に、公益財団法人高知県産業振興センターに造成しました高知産業振興基金、通称 100 億円基金が、昨年 10 月に 10 年間の運用期間の満了を迎えたことに伴い、その運用益の未使用額を精算するためのものです。

まず、この 100 億円基金の全体像について御説明しますので、議案補足説明資料、赤色

のインデックス工業振興課の1ページをごらんください。A3のカラー刷りの資料です。資料左上をごらんください。昨年10月に満期を迎えました100億円基金の概要について説明をします。

中小企業基盤整備機構から無利子で借り受けました80億円に、県費を加えました84億3,900万円と四国銀行、高知銀行、四国電力からの貸付金を合わせまして12億3,000万円。それから、高知県産業振興センターの自己資金3億3,100万円を合わせました100億円を、高知県産業振興センターにおいて基金として造成していました。

次に資料の右上をごらんください。この100億円の運用益を財源に、県内の中小企業が行います経営革新とか販路拡大の取り組みに対して、平成29年度までに、10年間で1,125件、約10億8,000万円の助成をしまして、その結果、ものづくり地産地消・外商センターや、地産外商公社の支援による県内事業者の皆様への受注額でありますとか、成約金額の大幅な増加などに貢献してまいりました。

続きまして、資料の左下をごらんください。今回の補正予算の内容です。平成29年度に終了しました100億円基金の借入金の元金部分の償還は終了しておりますが、本年3月末で確定しました運用益の未使用額を返還するものです。

資料左下の産業振興センターと記載しております緑の枠囲みの中の実績欄をごらんください。この10年間で約17億7,400万円の運用益収入があり、助成事業に約15億7,500万円を支出し、管理事業へ約1億8,300万円を支出しており、執行率は99.1%、運用益の未使用額は約1,600万円となっております。この約1,600万円のうち、中小企業基盤整備機構からの貸付金を含めた県の基金への拠出割合分1,347万円を県の特別会計に返還してもらい、このうち、県と中小企業基盤整備機構の基金への拠出割合に応じまして、高知県分は特別会計から一般会計に70万1,000円を繰り出し、中小企業基盤整備機構分は特別会計から1,279万6,000円を返還するもので、今回補正予算をお願いするのはこの未使用額の一連の返還に関するものです。

なお、資料の右下にございますとおり、昨年度の補正予算によりまして、本年3月に再度、中小企業基盤整備機構から80億円の貸し付けを受け、四国銀行、高知銀行、四国電力からも引き続き御協力をいただいた上で、新たに100.1億円の基金を造成しまして、その運用益を活用して、県内事業者の皆様への販路拡大等の取り組みに対して助成することとしております。

資料No.②議案説明書の26ページをごらんください。上から3行目、1元利償還金の説明欄をごらんください。こちら先ほど来、御説明しております100億円基金の運用益の未使用額の返還に関するものですが、1地方債元利償還金538万9,000円は、中小企業基盤整備機構への償還額を増額するものでして、2一般会計繰出金29万6,000円は、県の特別会計から一般会計への繰出額を増額するものです。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、工業振興課を終わります。

〈企業立地課〉

◎西内委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎土居企業立地課長 当課からはその他議案としまして、高知中央産業団地の県有財産の処分に関する議案を提出しておりますので、その御説明をします。

議案補足説明資料、赤色のインデックス企業立地課のページをお願いします。こちらは高知中央産業団地の完成写真です。高知中央産業団地は高知市一宮逢坂峠に立地しており、分譲地部分の海拔は約 60 メートル以上です。また、高知自動車道の高知インターチェンジまでは約 10 分で、安全安心かつ大変良好な立地環境となっております。開発面積は約 13.2 ヘクタールで、分譲面積は約 5 ヘクタールとなっております。

次に、財産処分の対象地ですが、AからC区画の3筆でして、これらの土地はすべて県と高知市、それぞれ2分の1の持ち分となっております。所在地は高知市一宮字逢坂 4786 番 32 ほか 2 筆で、A区画が 1 万 6,522.45 平方メートル。B区画が 1 万 2,156.15 平方メートル。C区画が 2 万 1,424.97 平方メートル、合計 5 万 103.57 平方メートルです。

次に、資料No.③条例その他議案の 16 ページをお願いします。高知中央産業団地の土地処分については、高知県財産条例第 2 条第 1 項の規定に基づく議会の議決に付すべき財産の処分に該当しますので、県有財産の処分に関する議案を提出しております。土地の所在が、先ほども言いましたように高知一宮字逢坂 4786 番 32 ほか 2 筆。面積が 5 万 103.57 平方メートル、県が所有している持ち分 2 分の 1 を処分するものです。

次に、資料No.④議案説明書条例その他の 3 ページをお願いします。

先ほど御説明しました 3 筆の土地を、予定金額 6 億 2,838 万 3,220 円で処分することについて、議会の議決を求めるものです。なお、分譲地の単価については、道路など関連公共事業費を除く団地造成事業費をもとに算定し、県市で協議の上、平均単価として平米約 2 万 5,000 円、坪単価で約 8 万 2,500 円に決定いたしました。

続きまして、高知中央産業団地の分譲方針について御説明します。議案補足説明資料の 3 ページをお願いします。

まず、資料左側の下から二つ目の対象企業ですが、新たな雇用の創出や製造品出荷額等の増加に寄与する製造業を分譲対象企業としております。

次に、資料右側の譲受人審査ですが、今回の分譲は公募方式を予定しておりますことから、公募期間終了後、県内産業への貢献度及び波及効果、また、雇用創出の効果などをポ

イントとして審査を行い、譲受人を決定していきたいと考えております。

次に、1番下の今後のスケジュールですが、今議会で処分議案の議決をいただきますと、7月下旬をめどに公募を開始し審査等を経まして、9月下旬には引き渡しを開始したいと考えております。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で企業立地課を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎西内委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎溝渕雇用労働政策課長 高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告について御説明します。議案のほうは、資料No.③条例その他議案の38ページ、資料No.④議案説明書の15ページをお願いします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、控訴の提起について専決処分をしたことを報告し、承認を求めるものです。専決処分の内容については、平成30年4月10日、高知地方裁判所で判決があった高知県を当事者とする、公共職業訓練不合格処分取り消し等請求事件におきまして、控訴を提起するため、平成30年4月20日に専決処分を行ったものです。

次に、訴訟の概要について御説明します。議案補足説明資料、赤色のインデックスの雇用労働政策課の4ページをごらんください。

この訴訟事件は、原告が県が国から委託を受けて実施する介護職員の職業訓練の受講を申し込み、その受講のための選考を受験したところ、県が原告に対して、障害を理由として同選考を不合格とする判定をしたことが違法であると主張し、同判定の取り消し及び慰謝料等の支払いを国、県に求めたものです。

第1審の高知地裁の判決では、県が原告を不合格にしたのは、障害の程度を殊さら重く見るなどして、能力を著しく低く評価したもので、直接差別に当たると認定し、損害賠償として金33万円を支払うよう県に命じております。

県としては、障害を理由に不合格としたのではなく、面接試験の内容から介護職員の訓練を受講、修了するに当たり、支障があったと判断して不合格としたもので、訓練生の選考においては、一般の応募者と同じ基準で判断したもので、障害者差別の事実がありませんので、第1審を不服として控訴することといたしました。

今後の控訴審については、第一審で、県の主張が認められなかった点がありましたので、しっかり丁寧に主張してまいります。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 県としては、差別の事実はないとずっと説明もしているんですけども、判決では、その方の能力を低く評価したということなんですけど、こちらはそういったことはないと言い続けているのに、判決するときにはどこの部分で、いや、あなたたちは、能力を低く評価してるんじゃないかっていうところが出てくると思います。

判決文の中ではなかったんでしょうか。どこの部分をとって差別の事実とされたのか、もっと詳しく教えていただければと思います。

◎溝渕雇用労働政策課長 原告が県の訓練を不合格になった後に、国の同様の訓練を受講して、そちらのほうを優秀な成績で修了したことで、県が実施する訓練を受講するには支障がなかったと推認されるというのが判決の中で出ていまして、それを覆す県の反証が、裁判の中で少し軽視された部分もございましたので、それを不服としまして、改めて県のほうで主張していきたいと考えておるところです。

◎西内委員長 関連して。反証を上げるのに、こちら側もある程度の材料はあるということでしょうか。

◎溝渕雇用労働政策課長 専門家からの御意見といたしますか、そういった書面もいただいておりますので、そちらのほうは訴訟の中でも一定考慮されるんではないかと思っておりましたが、少し読み込んでいただけませんでしたので、改めて控訴していく中で提出しまして訴えていきたいと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎西内委員長 続いて、商工労働部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈雇用労働政策課〉

◎西内委員長 非強制徴収債権の放棄について、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎溝渕雇用労働政策課長 続きまして、報告事項の御説明をします。

委員会資料の報告事項、赤色のインデックス雇用労働政策課の1ページ目をごらんください。

非強制徴収債権の放棄をしたことについて御説明します。雇用労働政策課が所管する中村高等技術学校の応用訓練収入（自動車板金部分塗装代金）及びその収入に附帯する遅延損害金に係る債権について、高知県債権管理条例の規定に基づき、2件の債権放棄を行いました。

まず、高知県債権管理条例について、簡単に御説明します。

資料の下段に、条例の抜粋を掲載しております。債権放棄は議会の議決事項とされておりますが、この条例第14条の施行により、私債権を含む非強制徴収債権については、債権及び損害賠償金等の額の合計金額が500万円以下であるなど、一定の要件を満たすときに債権放棄ができるようになっております。

その要件としましては、条例第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なおその同条各号いずれかに該当する事由があると認められるときと定めております。

今回2件の放棄理由としましては、徴収停止の理由が債権金額は少額で取り立てに要する費用が満たないと認められ、かつ、時効期間が経過していることに加えまして、徴収停止の措置から3年が経過していることなどから、条例の要件を満たしていると判断し債権放棄をしたものです。

次に、債権放棄の原因となった応用訓練について説明をします。

応用訓練は、高等技術学校において訓練課程に沿って、仕事を一般の方から請負、仕上げの工程を通じて実践的な技術、技能を習得させることを目的とした訓練です。

それでは、資料の上段にあります表の番号1の案件について御説明します。

債務者の債権額は4万5,613円で、そのうち遅延損害金が2万541円となっております。こちらは、平成13年10月22日に自動車の板金塗装代の債権が発生しましたが、納付されずに、職員が文書の送付や電話、自宅訪問により督促や催告を行い回収に努めてまいりました。しかしながら、債務者に財産がなく、債権額も少額で取り立てに要する費用が満たないと認められ、かつ、消滅時効期間も経過していたことから平成24年3月に徴収停止の処分を行っております。その後、債務者の財産状況は徴収停止のときと変わらず、徴収が困難であると判断し平成30年3月30日付けで債権の放棄を行いました。

次に、番号2の債務者の相続人4名の案件について説明をします。

債務者の債権額は4万423円で、そのうち、遅延損害金が1万7,320円となっております。平成15年3月13日に自動車の板金塗装代の債権が発生しましたが、納付されずに、文書送付や電話、自宅訪問により督促や催告を行い回収に努めてまいりました。しかしながら、相続人は財産がなく、債権額も少額で取り立てに要する費用も満たないと認められ、かつ、消滅時効期間も経過していることから平成20年3月に徴収停止の処分を行っております。その後、相続人の財産の状況は、徴収停止のときから変わらず、また支払いの意思がなく、回収が困難であると判断し平成30年3月30日付けで債権放棄を行っております。

以上で、私からの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 債権管理条例に基づくということで、桑名委員と一緒に総務委員会のときにもかかわらせてもらったんですが、そのときの議論の中であったのが、要は少額の債権に

ついて管理する、あるいはその督促とか、手続がすごく煩雑で、働き方改革と言われてい
る中でいつまでも持っておくのはどうかと思います。

その中で2件出てきていて、自分はもうこの際、督促を忘れていたということではなく、
古いものは1回整理したほうが良いと思うんですけど、これ以外で残っている分はまだ
あるのか。ある意味、業務を減らす意図もあったので、一定その数も減らしたらどうかと
思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

◎溝渕雇用労働政策課長 今回の案件については、高等技術学校の件ですが、この高等技
術学校の応用訓練と申しますか、こういった部分での債権はもう残っておりません。

今、私どもで所管しているものであります。こちらのほうで、まだ補助金の返還の部
分で、こちらに返還していただいている案件が1件残っております。これについては、
こちらから改めて督促状を送付する。毎年、債権は督促を行ってまいりたいと思ってお
ります。

◎依光委員 この条例で結構あるのが、住宅課が持っている県営住宅とかが多いというの
は認識をされていて、そういう意味でいうたら少ないのかもしれないんですけども、一つ
前提としては、督促も含めて、しっかりいただくべきものはやらんといかんということ
で、残りの過ぎてているものは、やっぱり整理せんと、働き方改革にもならんと思う
んで、そこら辺また、ここ以外にもあるんであれば、そこも整理を進めていただきた
いと要請をしておきます。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎西内委員長 次に、農業振興部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対
する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎笹岡農業振興部長 農業振興部の提出議案と報告事項について総括説明をします。

当部にかかります議案ですが、平成30年度の一般会計補正予算に関する議案1件です。
資料No.②議案説明書の11ページをお願いします。今回の補正額は、計の欄にござ
いまして総額で2,968万9,000円の増額補正をお願いするものです。補正予算の計上
課は、環境農業推進課と畜産振興課です。

まず、環境農業推進課については、中山間地域の基幹品目の一つであるお茶につ
いて、生産の省力化や販売力の強化を目的に、農事組合法人池川茶業組合へ行
います施設整備を支援するものです。

次に、畜産振興課については、新食肉センターの整備に向けまして、今月に立
ち上げを予定しております新食肉センター整備推進協議会が行います運営シ
ミュレーションのより

詳細な検討や、地質調査などに要する経費の一部を補助するものです。

続きまして、報告事項について御説明します。報告事項は1件で、Next次世代型高知新施設園芸システムについて、地方大学・地域産業創生交付金の活用についてです。これまで普及を進めてまいりました次世代型こうち新施設園芸システムにIoTやAI技術を融合しまして、Next次世代型高知新施設園芸システムへと進化させる取り組みについて、今週の6日、金曜日に、県と高知大学、高知工科大学、産業団体、金融機関で構成をします推進組織を立ち上げまして、さらにこの組織の中に、三つのプロジェクトチームを設置しまして、さらなる生産性の向上や高付加価値化に関する研究、技術開発などを行っていくこととしております。詳細については、後ほど環境農業推進課長から御報告します。

次に、お手元の資料に、各種審議会の審議経過等についてを添付をしております。こちらに高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の今後の開催予定などを記載しております。

最後に、付託案件ではございませんが、今議会での平成29年度、高知県一般会計事故繰越し繰越使用報告について、当部に該当する事業が1件ございますので、御説明します。お手元の資料、平成29年度高知県一般会計事故繰越し繰越使用報告の1ページをごらんください。

9款農業振興費、3項農地費の農村災害対策整備事業費です。平成28年度補正予算を平成29年度に繰り越し、平成29年6月に契約いたしました香南市吉川地区の緊急避難塔工事におきまして、弥生時代の歴史的価値の高い埋蔵文化財が発見され、その調査に6ヵ月を要したため、現場に着手することができず、本年3月末の竣工予定が本年9月末となったものです。現在工事は順調に進んでおりまして、工事完了に向けて、引き続き適正に進捗管理を行ってまいります。

以上で私から説明を終わります。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈環境農業推進課〉

◎西内委員長 初めに、環境農業推進課の説明を求めます。

◎岡林環境農業推進課長 補正予算について説明します。資料No.②議案説明書の13ページをお願いします。右側の説明欄にあります土佐茶ブランド化推進事業費の中山間地域所得向上支援事業費補助金について1,845万円の計上をお願いするものです。

事業の内容については、議案補足説明資料の赤色のインデックス環境農業推進課のページをお開きください。

今回の補正予算として御審議いただきます予算は、仁淀川町にございます池川茶業組合の仕上げ茶販売拡大に向けました取り組みに対するものです。

まず、資料の上段をごらんください。中山間地域の基幹作物でありますお茶の振興につ

いて、御説明します。荒茶の単価の低下によりまして、お茶の農家の所得が減少し、生産者数や栽培面積、生産量が大きく減少傾向にありましたが、近年は荒茶から仕上げ茶の販売を強化することで、所得の確保が一定図られまして、生産量や販売額の減少に一定の歯どめがかかってきているところです。

一方、課題としましては、生産者の減少や高齢化による生産現場での労働力の不足、仕上げ茶の販売強化に伴う包装作業などの増加や、販路拡大に向けた活動の強化などが課題となっております。

そこで対策としまして、茶園作業の省力・軽量化を図るための自走式茶園管理機の導入、作業道の整備などが必要となっております、こちらについては、本年度から新たに県単事業により支援していくこととしております。

また、仕上げ茶販売強化のための条件整備としまして、原料の保冷库や小袋包装機の導入などへの支援が必要となっております。

まず、今回の事業主体である仁淀川町の農事組合法人池川茶業組合については、平成5年に設立され、平成16年から荒茶出荷主体から仕上げ茶販売主体に切りかえ、率先して取り組んでおります。生産量自体は2番茶の収穫をしなくなったこともありまして減少傾向にありましたが、平成23年度以降、仕上げ茶の割合が販売全体の2分の1以上を占めるようになってからは、生産量、販売量ともに安定してきております。

今後さらに仕上げ茶の生産販売量を拡大するためには、仕上げ茶原料予冷库の能力不足の解消、手作業で行っている小袋包装などの加工業務の省力化。そして営業活動の強化に向けたマンパワーの確保による販売体制の強化が必要となっております。

そこで、今回6月補正予算として御審議していただきます予算は、池川茶業組合が行う荒茶及び仕上げ茶を保管する予冷库の整備と、仕上げ茶の小袋包装機の導入を支援するためのものです。国の中山間地域所得向上支援事業を活用しまして、補助率は2分の1、全額国費負担で1,845万円の予算の計上をお願いするものです。

本事業の効果としましては、予冷库の整備により現状7トンの仕上げ茶生産量が、平成32年には10トンにまで拡大する見通しとなっております。また仕上げ茶小袋包装機の整備による加工業務の省力化により、職員数がふえるわけではありませんが営業活動の強化が図られます。さらに、HACCPに対応した衛生管理を実施できるようになります。そのことによりまして、国内の販売強化はもとより、輸出への対応も可能となりますので、平成32年度の輸出目標1.7トンとして、取り組んでまいります。

環境農業推進課の説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎中内委員 この施設ができるわけですけど、どの程度の省力効果がありますか。

◎岡林環境農業推進課長 1人役完全に省力になるわけじゃないんですけど、今は手作業

で袋詰めをしてるのが全部自動でできる小袋包装機が入りますので、そういう部分ではかなりの省力になりまして、正職員1人が完全に営業に回れる体制になります。

◎中内委員 小袋いうたら、どれぐらいの太さですか。

◎岡林環境農業推進課長 通常は、今販売してるのは100グラムのやつが主体ですけど、そういう100グラムだけじゃなくて、いろんな、もうちょっと小さい袋なんかにも詰めれるような体制になります。

◎中内委員 妙なこと聞きますけど、よくお弁当についてくるものがあるが、あれぐらいのもんかね。まだ大きいかね。

◎岡林環境農業推進課長 そういうティーパックではなくて、普通に仕上げ茶を入れた100グラムとか80グラムとか50グラムぐらいの容量なんですけれど、スーパーの店頭で置いてあるような、販売単価でいうと1,000円ぐらいの、そういう袋に入ることになります。

◎中内委員 もうちょっと小さいものができないですか。

◎岡林環境農業推進課長 お客様のニーズによって対応できる袋包装が入ります。

◎中内委員 と言いますのは、僕は春野運動公園だけしか知らないけど、お昼に弁当を皆に配るがですわ。そしたらお茶が出てきますけれどね、小さいものが出てくるんですよ。だからやっぱりそういうものとタイアップできるようなものが欲しいという。

◎岡林環境農業推進課長 小売の100グラムの、ドリンク飲料のパック詰めではなくて、乾燥の茶葉そのものの袋詰めの販売になりますので、今回整備するのは、例えば、缶とか瓶とか、それから紙パックの飲料そのものをパックにして詰める機械の整備ではないんです。

◎桑名委員 高知のお茶は、大変味もよくて、静岡とか宇治とかに出してて、それはそれでよかったんですけども、やはり流域ごと産地ごとがばらばらに売っているんで、確か全農がお茶を集約化して土佐茶で売っていきこうということで、何か進めているんじゃないかというイメージがあるんです。ここでまたこの池川茶ということで売り出すことの中で、以前、それぞれいいお茶をつくっていたけれども、やはり量の問題とか売り出し方が難しく、販路が拡大できなかったことがあって、そうやって集約化することだと思うんですけども、また個々に売り出すということで、具体的な販売戦略は、どのように考えられているのか。もう一つは、輸出も視野に入れたということなんですけれども、どこら辺まで目指しているのかというところを、御説明いただけませんか。

◎岡林環境農業推進課長 まず、茶全体の販売戦略ですけど、委員のおっしゃったとおり、土佐茶で売り出すという活動もしております。それは全農を中心に、池川だけじゃなくて津野山農協とかコスモス農協とかいろんな農協とか、個人でつくっているお茶もありますので、それを集めて土佐茶で売るということはやっております。それは農商工連携で

土佐茶プロジェクトというのが立ち上がっておりまして、農業関係の団体だけじゃなくて、民間企業の方にもいろんな業種の、IT企業もいれば銀行もいますけれど、入っていただいて高知産のお茶のPR、それから県内での利用率をもっと上げて、県外まで売り込む活動を現在やっております。

ただ、土佐茶だけではなくてやっぱり池川は池川、津野山は津野山として自分のブランドのお茶を売りたいという思いもございますので、まとまって販売を切り開く面と、それから地域地域の特徴あるお茶を売り出して、もうちょっとコアに売っていく両方の戦略でいっております。

池川の場合も、土佐茶プロジェクトの土佐茶の全農のお茶の中に入って売る分もございますし、それから池川の茶としてより強く、HACCP対応もして売るというのもやっていくということです。今回HACCP対応しますので、例えば、大手の量販店からそういう加工場で作られたお茶が求められる動きもございますし、それから、輸出の場合は、そういう対応した施設での出荷が求められますので、そうした整備をして輸出も狙っていくということです。

幾つか商談会に出た折に、品質がいいものですから、輸出してほしいというお声もいただいたりしておりますので、そういうこともあって、輸出にもつながる取り組みに育てていきたいとの現場の思いを形にしています。

◎桑名委員 あと、一つの戦略的なものなんですけれども、高級茶として売っていくのか、安くてもおいしいんだよってという売り方なのか、どちらの道を選んでいきますか。

◎岡林環境農業推進課長 京都の宇治とか八女茶とか、そういう本当の高級茶は今の段階では狙えないんですけれど、スーパーで売っているお茶と比べたら、一定高級志向のお茶という、パフォーマンスの高い、高級やけど手にとりやすい値段でという戦略になっております。

◎野町副委員長 少し関連をしますけれども、輸出の取り組みの中で、平成32年度の輸出目標が1.7トンということですが、全体の目標が10トンのうちの約2割を輸出にしていくということであるわけなんですけれど、ここは先ほど言う、今回入れて仕上げ茶の小袋包装ができるわけで、もうこれでやっていこうという形なんでしょうか。

◎岡林環境農業推進課長 商品としてはここで新たに整備した機械で、HACCP対応で生産したお茶を輸出するという戦略になっています。

◎野町副委員長 自分たちで行って、その場で見えて聞いた話なんですけれども、パリであるとか、あるいはシンガポールであるとか、いろんなところに行って、日本茶がブームになっていますよというのはもう10年ぐらい前からずっと言われていて、去年秋にシンガポールに行ったときに、明治屋という日本の企業の専務とお話をする中で、OSK、小谷穀粉なんかのティーパック、先ほど中内委員からも出ましたけれども、これがブレイクをする寸前

なんだというお話があって、一緒に行っておられた明神議員からも、そこらとコラボして、ティーパックの商品を県内産のもので作れないかという話が出ていたぐらいなんです。先ほど御説明の中の全農で土佐茶という、いわゆる県内全体をまとめたような形というお話の中で、県内企業と連携した、例えばティーパックの製造をして海外へみたいなの、そういう戦略は、今回とはちょっと違うのかもしれませんがないのでしょうか。

◎岡林環境農業推進課長 小谷穀粉の輸出のものはほとんど、麦茶とかも含めてなんですけれど、量販店向けのレギュラーが輸出になっているんです。今回狙うのは、土佐茶自体が池川も含めてなんですけど、生産量が極めて少ないので、そこまでの販売戦略が現実ではちょっと無理で、もう少し高級志向、量販店にティーパックで並べるといふ戦略ではなくて、コアなレストランとか、個人でも富裕層の消費につなげていくという、コアな戦略になっています。

◎野町副委員長 二番茶を買わなくなったということで、生産量がずっと減っていて、いわゆるそのお茶の成長のことで考えると、二番茶もとって、しっかり出していくというのも一つの方法なのかなと思って、ほんで二番茶あたりも、例えばティーパックの原料になったりとか、いろんなことで、道をつけたり人を入れたり、機械を入れたりしながら茶園を有効活用していくという意味で言えば、そういう世界も一つあるのかなと感じたものですから、またティーパックのブレイクというの、これもまた一つ見逃せないところなのかなという気もしまして、頑張っていたきたいと思います。

◎中根委員 保冷库とそれからパック詰め機器と耐用年数がそれぞれあると思うんですけども、やっぱり頑張っていたくためには、この先どのくらい保冷库などが、2分の1補助でもつものなのかなと、そのあたりはどんなふうに見ていらっしゃいますか。

◎岡林環境農業推進課長 機械類は大体7年償却なんです。ただ7年で使えなくなるわけではなくて、今の機械は相当数年数はもつかと思えます。建物は31年の耐用年数になっております。

◎中根委員 池川茶もね、随分スーパーなんかで見てもいろんな種類があって、いつも迷うというか、ここでちょっと話をしていたんですが、もうちょっと安いのか、いやいやあるよとか言っていましたけど、やっぱり池川として、そうやって売り出しを県も国も応援していくことは、とても大事な事だと思います。

そうした応援をしながら、同時に若い人も、ここで土着でやっていける形をつくっていくことと同時に、その他の茶業組合の様子はどうなんでしょうか。例えば、鏡とかほかにもありますよね。その状況はどんな感じですか。

◎岡林環境農業推進課長 今回、補正で対応するのは池川茶業組合なんですけれども、最初に説明した当初予算で今年から自走式の茶園の管理機を支援できる事業費、今の津野山の農協のほうが、園地も多いものですから、効率化を図るといふことで、今、自走式の省力

化の機械を検討しております。

県内はあと霧山農園とか、それから沢渡の茶組合といろいろ頑張っている個人もおりますし、団体のグループもおりますんで、実際ちょっと高齢化でなかなか新しい後継者をどんどん獲得するという状況には至っていませんけれど、お茶で生活ができるという体制をしっかりとつくっていきたいと考えております。

◎中根委員 こうした具体的な応援が、その方たちの先の見通しをつくっていくと思いますので、全体の土佐茶としてのブランドもそうなんだけれども、各地域地域の応援も頑張っていたきたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎西内委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の一般会計補正予算について御説明します。資料No.②議案説明書の14ページをお開きください。この表の右の端の説明欄をごらんいただきたいと思います。今回食肉処理施設整備推進事業費について、食肉処理施設整備推進事業費補助金1,123万9,000円の増額補正をお願いするものです。内容については、議案補足説明資料の赤色のインデックス畜産振興課のページをお開きいただきたいと思います。

新食肉センターの整備の基本方針です。まず、資料の左上ですけれども、高知県広域食肉センターの現状です。現在のセンターは、ことしで築38年を経過するなど老朽化が進んでおりまして、その一番下の黒丸の経営状況についても、平成28年度で約3,600万円の赤字を計上するなど、厳しい経営が続いている状況です。

次に、この資料右ですけれども、こうした状況を受け、平成28年には高知県広域食肉センターあり方検討委員会において、一部事務組合と食肉公社による運営を廃止する旨の答申が出されました。県では、食肉センターは県全体の畜産振興、さらには、食肉の安全な供給という観点から、極めて重要な役割を担う公共財であり、必要不可欠な施設であるとの立場から、高知県新食肉センター整備検討会を立ち上げて検討を重ね、本年2月の第7回の整備検討会において、新食肉センター整備の基本方針への意見を取りまとめたところです。

この資料の真ん中から下がその概要です。まず、1の基本的な考え方です。食肉センターは、川上・川中・川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげていく重要な役割を担っているため、県内に存続し、産地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設と整理されております。

その右ですけれども、2の施設の規模と機能です。新食肉センターは、処理頭数が1日33頭で牛メインのセンターであることや、と畜に加え、競り、部分肉加工、卸売まで一気通貫で行うことでバリューチェーン全体の利益を拡大させ、利益を取り込む計画であるこ

と。さらには、これらのことによりまして、初年度から黒字化の計画であることなどが整理されております。

左に移りまして、3の整備の場所です。現センターを稼働させながら、現在地のあいたスペースに整備することが望ましいと整理されております。

その下、4の運営の体制です。県及びJA等が出資し、新会社を設立することや、経営に伴うリスクは天災や伝染病発生などの不可抗力によるものを除き、県及び市町村は負担しないことが整理されております。

最後に右下5の施設整備の負担です。施設は、と畜部分を県及び市町村が新会社に対する補助金という形で負担することなどが整理されております。

ここで御説明させていただきました基本方針への意見を受け、県やJAグループ等をメンバーとするワーキンググループにおいて、新会社の設立や施設整備に向けた議論を進めているところです。

次のページをお願いします。新食肉センター整備に向けた協議会の設立及び事業の推進という資料の上段です。先ほども御説明しましたとおり、現在の食肉センターは老朽化や運営赤字が継続しているため、新食肉センターの整備を早期に着手する必要があるとございます。こうした状況から、その下の左側の青い囲みにございますように、今年度は、まず県とJAグループ食肉事業組合で、新会社設立に向けた準備業務の実施主体となります新食肉センター整備推進協議会を立ち上げ、同協議会で、新食肉センターの早期着手を可能とするため、地質調査と運営シミュレーションのより詳細な検討を行うこととし、その必要な経費について、下にNEWとあります食肉処理施設整備推進事業費補助金1,123万9,000円の予算計上をお願いするものです。

また、補助率を2分の1としておりますのは、吹き出しにも記載しておりますとおり、JAグループ等が協議会に対して同額を負担することとしているためです。なお、新食肉センター整備に係るこれら一連の内容については、6月20日に開催されましたワーキンググループにおいても了承が得られたところです。

今後の予定については、今年度内に基本設計に着手し、来年度は新会社を設立し、その新会社において、2019年度は実施設計、2020年から2021年度には2カ年の整備工事を行いまして、2022年度の操業開始を目指すこととしております。

資料下側の2、新食肉センターの事業イメージと新会社の運営シミュレーションについては、競りや部分肉加工等の新たな事業を取り込むことで、バリューチェーン全体の利益を取り込み、初年度から黒字経営が可能となる見通しとなっています。今後、協議会においてさらなる運営シミュレーションの詳細な検討作業を実施し、基本設計の着手、出資金額の確定、新会社の設立につなげていきたいと考えております。

当課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 食肉センターの関係は、私も古くから興味を持って質問もさせてもらってるところで、本当に期待しています。このポイントは、畜産物の高付加価値化で、ある意味、利益を全体として取り込むと、そのときにこの委員会でも一番最初に言わせてもらったんですけれど、土佐あかうしの評価を、しっかりと高く買ってもらえる仕組みが絶対必要だと思っています。

業務概要調査のときに質問させてもらって、土佐あかうしで一番評価がいいのは、A5ではなくA3あたりが、本来の土佐あかうしの一番評価されている肉だっているところなんですけれど、そのあたりですよ。一般の消費者は多分、何か三つ星レストランみたいなイメージで、Aというのは歩留まり率なんですけれど、Aというのはとにかくいいということと、1から5で5等級やったら5が絶対にいいはずだと思っていて、A5の土佐あかうしがあって、何か思っているのと違うというようなことがあって、実際に肉屋にも返品があったということも聞くんですけど、何かやれるような仕組み、競りの方法とかその辺、お考えでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 私も委員と同じ考えでして、お話にありましたように、先ほどAとか5とか出たのは、格付制度といたしまして、Aは歩留まりということで、どれだけ肉がとれるかということなんですけれども、5というのは、いわゆる筋肉の中に、どれだけ脂肪が発達しているか、いわゆるさしを中心にした格付です。今現在、土佐あかうしの格付で見ますと、やはりA3、A2が中心で、これが土佐あかうしらしい肉と評価されておりますけれども、5段階がある中で2とか3というのが一番土佐あかうしらしいんだというのは、外に対して訴えかけるにはちょっと弱いんじゃないかということで、いわゆる土佐あかうしらしい肉、つまり食べたときの口どけでありますとか、あるいは赤身の甘さを何とか、具体的にグレード、階級をつけて、これに対して、例えば土佐あかうしという判こを肉に押していくと、こうしたことができないか検討しているところです。

具体的には、土佐あかうしらしさっていう口どけの部分なんですけれども、これは、不飽和脂肪酸の中にあるオレイン酸が多い少ないという話で、これをと畜段階でしっかりと測定して、どこまでが土佐あかうしらしい口どげなのかということや、あと肉の甘さ、これについては数年前から研究してますけれども、どの成分がそれに大きくかかわっているかというのは、なかなか結論が出せない状況です。そういったものも深く調べて総体的に土佐あかうしらしい肉に対してグレードをつけていく。こういったことができないか検討しております。

さらには、土佐あかうしらしさというのが科学的にわかりましたら、今度は種雄牛、つまり父親の牛の選抜において、そうした遺伝子を持っている部分を選抜して、こういった牛を後世に残していく取り組みにもつなげていきたいと思っております。

◎依光委員 おっしゃられるとおりで、土佐あかうしの肉の特性に関する研究も進んでいるんだろうと思うし、ある意味、土佐あかうしらしい一番いいものを提供できる体制になると思うんです。

ただ、今市場の現状として聞くと黒牛も多いので、A5が高く、土佐あかうしにおいてもA5が高く取り引きされて、A3、A2というのはやっぱり低く取り引きされていると。そうすると、その肥育農家に見てみたら、やっぱり高く売れるほうの牛にしたい。さっき言われたその特性で、一番いい肉というのが高く売れん限りは、多分意味がないと思うんです。

そういう意味でいくと、土佐あかうし基準、だから格付協会がやっている評価と違う高知の競りでは、土佐あかうし1等とか、土佐あかうし2等とか、なんかそういう評価でA3、A5とかっていうもんとは間違わんような格付もぜひやっていただきたいですけど、そんなところを検討されませんか。

◎谷本畜産振興課長 格付の等級を1から5ないしにするという具体的な取り組みについては、そういった研究成果ともう一つ、それを競りに競って購入される方たちの御意見も聞きながら、どういったグレーディングが土佐あかうしを売っていく、それを目指して生産者も育てていくことにつながるのかを、例えば土佐和牛ブランド推進協議会という組織もありますので、そういった中で具体化していきたいなと思っております。

◎依光委員 要請で。ブランドのところで議論をしていただけたらいいと思うし、自分が何で言っているかということ、Aとか5とかなく何か違う、だから一番いい肉だってわかる、消費者がわかる形の格付の評価にしたらどうかということ、またそうした委員会でも議論を進めていただきたいと思います。

◎桑名委員 施設整備費の負担なんですけれども、当初は、各市町村との交渉も難航するんじゃないかと言われていましたが、今の現状、感触、どんなものなのかお聞かせください。

◎谷本畜産振興課長 今回の補正予算の内容については、市町村の負担はないんですけれども、今の進捗状況も合わせまして、各市町村にお話ししたところです。28市町村なんですけれども、回った印象では、負担に対する異論というものはなくて、今の概算で約36億円、これを縮小していく方向だというお話をする中で、できる限り安くしてほしいというお話は聞いております。今後も事あるたびに説明には回っていききたいと思います。

◎桑名委員 それと各市町村議会で負担の議決をしていかなくちゃいけないと思うんですよ、これが大体いつごろの議会になるんでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 実際の整備費負担については、平成32年、平成33年の工事ですので、その前年度の予算化の取り組みからになりますけれども、まず最初に実施設計から始まりますので、これについては、平成31年度になりますので、平成30年度の早い段階で

そういった実施設計の見積もりと市町村ごとの負担、そしてその時点の、基本設計に基づく整備費の概要についてお知らせしたいと思います。当然 36 億円から圧縮していく方向で取り組んでいきたいと思っています。

◎**金岡委員** 今月ですかね、整備促進推進協議会、そして新会社を作ってしまう流れになると思うんですが、1月1日から県1農協になりますよね。そうすると、やはりちょっと離れたものに、生産者の皆さんは考えているところもありますので、生産意欲が落ちない人選をして、そういう組織づくりをぜひともしてほしいと思うんですが、そこら辺はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

◎**谷本畜産振興課長** 新会社の組織運営体制ということでしょうか。

◎**金岡委員** この推進協議会から順番に流れていくと思うんですけども。

◎**谷本畜産振興課長** その人選については、県はもちろんのこと、今の全農、それから中央会などJAグループの畜産に詳しい、そういう部署の方を入れますし、また畜産関係のエキスパートとして高知県畜産会にも参加していただいで進めていきたいと思っています。

◎**金岡委員** 県1農協になったときの不安というのが若干ありますので、専門家なり、あるいは地域の関係者なり、生産意欲が落ちない人選をしていただく。そして、新会社を設立して続けていただくと、ぜひともやっていただきたいと思っています。要請をしておきます。

◎**武石委員** 病畜棟ですわね、今の施設にある。これはここにも併設をするようになるのでしょうか。

◎**谷本畜産振興課長** 病畜用の施設というのは、法律にも規定されておりますので、それは設置します。

◎**西内委員長** 以上で、質疑を終わります。

以上で農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**西内委員長** 続いて、農業振興部より1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

〈環境農業推進課〉

◎**西内委員長** Next 次世代型こうち新施設園芸システムについて、環境農業推進課の説明を求めます。

◎**岡林環境農業推進課長** Next 次世代高知新施設園芸システム、地方大学・地域産業創生交付金の活用について御説明します。委員会資料の報告事項、赤色のインデックスの1ページ目をお開きください。まず、地方大学・地域産業創生交付金の活用について御説明します。

まず、本交付金の概要です。本交付金は、地方を担う若者が大幅に減少する中、首長のリーダーシップのもと、地方公共団体が申請した計画に基づいて、産官学連携により地域

の中核的産業の振興や専門人材の育成などを行う、すぐれた取り組みを重点的に支援する国の地方創生関連予算の目玉ともいえる交付金となります。

まず、①の地方大学・地域産業創生交付金の20億円。②の地方創生推進交付金活用分としての50億円を合わせまして、平成30年度に70億円の枠としまして、全国で10件程度。つまり、1件当たり1年間7億円を目安としまして、それを原則5年間の支援を基本とした大型の交付金となっております。補助率については、取り組み内容によりまして、2分の1から3分の2、4分の3となっております。さらに地方負担分に対します地方財政措置についても、特別交付税などによる措置などが実施される予定となっております。

中段部の、本県による交付金の活用について御説明します。

事業名といたしましては、「IoPが導くNext次世代型施設園芸農業への進化」ということで、IoPについて後ほど御説明します。これまで進めてまいりました環境制御技術や次世代型ハウスなど、農家の皆さんの所得向上に大きな成果となっております次世代型こうち新施設園芸システムを、さらに次のステージに進化させる取り組みに本交付金を活用していきたいと計画しております。

計画期間としまして、今年度から平成39年度までの10年間にわたる長期計画となります。交付金による国の支援としましては、平成30年から平成34年までの5カ年間となります。その後さらに5カ年間は、それぞれの地方で、自力で自走して目標達成につなげていく計画となります。

概算事業費としましては、10年間でおおむね70億円程度となっております。そのうち交付金が今年度から平成34年までの5カ年分で約25億円。県費としましては、今年度から平成39年までの10年間分としまして約25億円。その他事業者などの負担分として10年間で20億円程度の予算規模となっております。事業費については現在、高知大学、工科大学、県立大学の先生方らと精査中で、詳細についての御報告ができず大変申しわけございませんが、農業分野での活用としましては、大変大きなかつ重要な取り組みとなりまして、交付金の活用とあわせて多額の県費も必要となりますので、十分議論を重ねましてしっかりと精査して取り組んでまいります。

交付金の活用に向けたスケジュールとしまして、6月1日に同関連法案が公布されまして公募資料が公表されております。7月23日から27日までの間に実施計画の提出・申請がございまして、現在準備を進めているところです。国の審査は8月から9月にかけてまして、書面での評価、現地の評価、そして面接の評価が3段階で実施されまして、10月の上中旬に内示、10月中下旬に交付申請、10月中には計画認定及び交付決定というスケジュールとなっております。10年間にも渡ります長期の取り組みにもかかわらず大変タイトなスケジュールでの対応となっておりますが、本県の強みであります園芸農業をさらに発展させて、Next次世代にまでつないでいく大きな取り組みに育てていきたいと考えております。

本6月議会におきまして、取り組みの方向性や内容について御報告させていただきました。さらに9月県議会におきましては、今年度の取り組みについての補正予算案を提出させていただきます予定です。

資料の2枚目は、本交付金の参考資料としまして関連法案と事業の目的や概要のポンチ絵資料となっておりますので、後ほどごらんいただけたらと思います。

それでは具体的な取り組みの内容について説明しますので、資料の3枚目をお開きください。IoP インターネットオブプランツが導く Next 次世代型施設園芸農業の進化ということで説明してまいります。

まず、この IoP インターネットオブプランツという言葉ですが、これは、今回の取り組みのトータルコンセプトを示しております。高知発で世界に提案する新しいコンセプトとなっております。一般的にどの産業分野でも今取り組まれていますのは、IoT、いわゆるインターネットオブシングスですが、これはあらゆる物と物をインターネットでつなぐことで、新たな価値が創出されることにつながることを指しておりますが、農業の場合は、生産を担っているのは、シングス、ものではなく、植物・作物、プランツであるということです。作物・プランツが本来持っている潜在能力を最大限発揮できるように、あらゆる情報をつないでいくコンセプトとなっております。

そこで、次世代の今までの取り組みで、全国に先駆けてオランダの最先端技術を取り入れて普及してまいりました取り組みを、この研究によりまして、さらに飛躍的に進化させる取り組みとなります。この黄色の枠でくくっております現在の取り組みでは、施設園芸のハウスの中の温度・湿度・炭酸ガスなどの、ハウス内の環境データの見える化はできまして、そのことを栽培管理につなげていくことで収量が10%、20%できるようになりました。その技術が今174ヘクタール普及しています。それから次世代型ハウスが32.6ヘクタールにまで普及しており、その効果を試算しますと、現在で50億円ぐらいの農業産出額のアップにつながっております。

今回の Next への進化としまして、その見える化できているハウス内の環境の見える化に加えて、作物側のさまざまな生育情報の見える化に取り組んでまいります。そのことによりまして、最先端の IoP 研究により、超高収量、高品質、超省力化、省エネルギー、さらには高付加価値化を実現していくものとしております。

目標とします KPI としましては、右側に記載しております次世代型ハウス、Next 次世代型ハウスを現状の32.6ヘクタールから10年後の平成39年度には、233ヘクタールにまで広げていくこと。野菜の産出額としましては、現状の621億円から10年間で125億円増の746億円としていくこと。所得を向上させる、3,000万円以上の販売農家数を10年間で倍増することなどを見込んで取り組んでまいります。

下の中央欄にいきまして、柱の1から柱の6までのさまざまな分野での研究事項を取り

組んでいく予定で、組織としましては、高知大学と工科大学それから県、それから工業会とか IoT 推進関係の産業団体や企業なんかと連携して、取り組んでまいります。

方向性として、今までと変わらず大規模な施設園芸のみを進めていくのではなく、今現在農家が毎日生活している、既存型のハウスへの環境制御についても、この IoP の取り組みが波及して、より収量を高める取り組みにつなげていければと思っています。

資料を 1 枚めくっていただきまして、こちらがより具体的な取組内容のイメージです。現状と課題は飛ばしまして、まず柱の 1 ですが、これが今のハウスの状況を示している絵になりますが、天窓の換気システム循環扇から始まって、いろんな環境制御の機器がございまして。たくさんございまして、実際にはこれぐらいしかないというほうが正しいのかもしれないかもしれません。これらの機器を、今は環境データだけで管理しておりますが、実際環境データを制御をして、作物がどう反応するかという作物側のデータもちゃんと取り込んで、統合的に管理できるシステムにしていきたいと思っています。

それと、柱 2、3 については、この魚の骨のようなのが、野菜のそれぞれの管理を生産工程別に分けたものでいろんな管理がございまして、これらの管理がすべて実際どのようにやったらいいのか、それで何分かかるのかみたいな、その労働の見える化が全くできておりませんので、労働の見える化をしていくことで、より省力、より手間のかからず、効率よく生産できる取り組みにつなげてまいりたいと思います。

柱の 5 がもう 1 個、現在、産地にはあるビッグデータで全く活用されていないのが出荷場に眠っている毎日の出荷実績です。これが農家が販売品の精算、お金の精算が終われば全部出荷データが消えてしまうという状況に今ありますので、それをきちんと蓄積しまして、気象情報なんかとあわせて出荷予測などにつないでいくという取り組みをやってまいります。

柱の 1 から 6 まで取り組んで、IoP クラウドを構築して、そのデータ、見える化されたデータがすべての農家にちゃんとフィードバックできる体制に取り組んでまいります。具体的に申しますと、右の下段にあります先進的な農業者や大規模法人などのターゲット 1。

それから新規就農とか若手農業者のターゲット 2 については、もうパソコンが自由に使える人もたくさんおりますし、スマホなんかもみんな使っていますんでそういう方は、このクラウドに自分から入って行って、自分の欲しい情報を得て、自分の改善をしていくという取り組みになります。

ターゲット 3 として、この層が一番大事で一番多いんですけど、パソコンを使えない農家がたくさんいます。それからスマホでもよう使わない、携帯しか持っていない農家もたくさんいらっしゃいます。そういう方であっても、この取り組みが波及していくように、一つとしては、営農指導員とか普及員が個別の営農情報をニーズに応じてフィードバックできる体制をとってまいります。

それからもう一つは、すべての農家は集出荷場に出荷に参りますので、出荷に行ったときに、個人の栽培情報とか、こういう管理をしたらもっと収量が伸ばせるといった個人の情報を出荷に行ったときに、フィードバックできる体制をとっていきたいと思っております。

資料の5枚目が推進体制になります。先ほど部長が説明したとおり、今週の金曜日、7月6日に知事をトップとして、高知大学と工科大学の両学長、JAグループの中央会会長と園芸連会長、工業会会長とIoT推進ラボの研究会長、それから四国銀行、高知銀行、両行の頭取に御参画をいただきまして連携協議会を設立します。事業のトータルの責任者としてしましては高知大学の受田副学長を予定しております。

そIoPプロジェクト研究推進部会と人材育成部会とIoP推進機構検討部会の三つの部会を立ち上げまして、研究の中心研究者として、九州大学の北野教授、工科大学の福本教授、高知大学の藤原教授の3名の方になっていただきまして、そのもとに三つのプロジェクトチームを立ち上げ、それぞれの研究ごとにサブリーダーを置いて取り組んでいくこととしております。

最後のページは10年間の年次計画になっております。5年目の平成34年でほとんどの研究は大体目通しがつく予定になっておりますが、5年間の研究でやっと成果が出るのではなくて、もう今現在取り組んでいることもありますので、今年度から研究の成果が実証されて、農家の所得向上につながっていくように取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 大変大事な取り組みだと思います。私も個人的には、こういうのは興味があって大事なことだとは思いますが、実際、私が地元で若手の農家とか、あるいはもう若手とは言えないような農家の話を聞いたときに、これKPIも示されてますけどね。こういったKPIに余り興味を持つ人はいないように感じるんですよ。

これは進むべき方向、絶対県は国と一緒に進めていく方向であることは間違いないし、これはやってください。これを否定するつもりはないですけど、一方で日々生活してる農業者が、どのぐらいこれに期待してるのかっていうところもね、意見も聞いた上で進めていただかないといけない。

先週、いろんな農業者と話しをしたんですけど、僕は聞いてみた、今のあなたの農家の生産量をどんどんどん右肩上がりであげたいんですかと聞いたら、そうでない人が多いですね。現状維持でいいと、これ以上延ばしてもどっかにしわ寄せがたって、家族の誰かに負担がかかったり、無理して雇用もせないかんし、やっぱり持続的、安定的な農業したいという声が随分多いですわ。右肩上がり、昭和の高度成長期みたいなことを考えている人は余りいない。

ただ新規参入者なんかが入ってくるには、こういった場もつukらないかんで大事やと思うけれど、ぜひその両方でやっていただきたいということを申し添えて、これには賛成を大いにさせていただきたいと思います。

◎桑名委員 私も先般、篤農家の皆さんとちょっと話をしたときに、これからの農業というのはこういうIoTとかAIとか、今度はPまでくるんですけども、進んでいきますよという話をしたときに、それはそれでやっぱりやらなくちゃいけないんだけど、そういった人たちが心配してるのは、今もそうですけれども、既存のハウスの中できちっとしたものをつくる技術のない人が、こういったデータだけとか、そういったものに頼ったときには多分失敗するだろうと。

要はきちっとものをつくれる人が、さらにこういったものを使うことによって伸びてくるけれども、このデータとかこういった機械的なものに頼り出したときに、高知県の農業の産物というレベルは低くなるだろうなっていうことも言っていましたので、確かに、こういった時代にはなるんだけれども、基礎をしっかりと学ばず、そしてその人たちが使えば、さらに効果があるもんじゃないだろうかっていうことも、農家の皆さん方、特に篤農家の人たちが言っていましたのでね、その言葉も申し添えたいと思います。私も、時代的には反対はしませんけれども、そこの原点を忘れないようお願いしたいと思います。

◎依光委員 自分もこれを進めていただきたいと思って、やっぱり労働力の部分がネックになってきて、生産量が上がったときに、じゃあだれがとるのっていう話があります。その中で、一つ言われてるのが、働き方をうまくわけて、多くの人に小時間でも働いてもらえる仕組み、これは多分ITと相性がいいと。

それともう一つは、大学生とか主婦とかをいかに取り込んでいくか。当然大学生も勉強せんといかんわけですけど、一方で大学生からバイト先がないっていう話もよく聞くんです。変な話、土佐山田から高知市内までバイトに来てって、往復だけでも大変みたいな。

そういう意味でいくと、ちょっとだけ授業の合間、午前中だけあいちゅうき行けるとか、大学も連携してますし、一つの考え方として大学生に所得機会みたいなのを提供できる可能性もあると思うんで、そこもちょっと考えていただきたいと思いますので、要請をしておきます。

◎岡林環境農業推進課長 まず農家数自体は25年で半分、3万軒から1万5,000軒になっておまして、どんどん右肩上がりでも進める農家もおれば、現状でいいという農家もいらっしゃるの間違いはないと思います。ただ、この技術は、なんか未来のことみたいに思われがちなんですけど、本当に当たり前になればすごい簡単で、今はまだ何か全然自分の今やってる農業と関係ないみたいに思われがちなんですけど、すごい身近なところで便利になる取り組みがいっぱいあると思っております。

例えば水やり一つにしても、その水をやる判断は篤農家の技術による経験と勘が何より

も、ものを言っていて、それを機械の判断に任せきるのはなかなか難しいし、それを任せ切るスペックの機材を導入すればすごい経費もかかりますので、そこは自分たちも目指しているのではなく、本当に今普通にちょっとそういう AI とか IoT とか遠い農家であっても、日々の管理に気がついたらこんなに楽になっちゃったみたいな、そういう身近な技術もいっぱいあると思いますので、そういう方でもこの取り組みが生かせる出口を見つけたいと思います。

それから何よりも若い人から見て、高知って頑張っていて魅力のある農業が確立できているなというところへもっていききたいし、それから、雇用労働力の不足については間違いないので、依光委員おっしゃったように、農業を全然経験していない人でも、こんな作業やったらかかわれるみたいな、農業が進んでるねみたいな取り組みにつなげていけたら、もっとすそ野が広がっていきけるんじゃないかなと思って、頑張っていきます。

◎西内委員長 以上で質疑を終わります。

以上で農業振興部を終わります。

《水産振興部》

◎西内委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは議案について部長の総括説明を求めます。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部の提出議案について総括説明を申し上げます。その他の議案といたしまして、1件、御審議をお願いしております。報第1号の平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告において繰越明許費の補正をしております。

これは栽培漁業センターの国費を返還するための手続に、国との返還額の確定に調整時間を要したことで、やむを得ず専決処分を行ったものです。

私からの総括説明は以上でして、漁業振興課長から詳細を説明します。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈漁業振興課〉

◎岩崎漁業振興課長 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告について御説明します。資料No.④議案説明書、条例その他の12ページをお願いします。事業名の欄にございます、栽培漁業振興事業費に関してですが、県栽培漁業センターの本所及び室戸支所での放流用種苗の生産を、昨年10月末でもって休止したことに伴いまして、本所の施設については、水産試験場による試験研究用としての利活用。また、室戸支所の施設については、民間事業者等による養殖事業等への利活用を図ることとしてまいりました。

これらの施設については、水産庁の事業により整備したもので、本所については、県が引き続き試験研究用として利用することから、国庫補助金の返還は必要ありませんが、室戸支所の施設については、民間事業者等へ有償で貸し付けをすることから、補助の目的外使用として国庫補助金を返還することが必要となります。室戸支所については、これまで

に県内外の事業者からの問い合わせに加え、早期の利用を希望する声もありましたことから、年度内に国庫補助金を返還し、迅速な利活用を図るために国との協議を開始し、その指示に基づいて財産管理台帳上の施設ごとに補助金返還額を算定し、3,093万8,000円の補正予算をお願いしたものです。

しかしながら、これら施設に含まれる設備等には既に耐用年数が満了しているものも含まれることから、これらを除いて改めて返還額の算定を行いますと、1,205万5,286円となりました。このため返還額について再度、国との協議を重ねました結果、最終的に了承を得られましたが、協議に時間を要したことから県から国に対する財産処分承認申請書の提出が年度内にできず、やむを得ず専決処分による明許繰り越しを行ったものです。

なお、国からは4月13日付けで財産処分の承認をいただき、返還金については、5月1日に納付が完了しておりまして、約1,890万円の不用額が発生することとなっております。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で水産振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎西内委員長 次に、林業振興環境部について行います。林業振興環境部より3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。なお、本日は部長が欠席のため、副部長に説明を求めます。

◎森下林業振興・環境副部長 初めに、本日は林業振興環境部長の田所がけがのため欠席しております。私、副部長の森下が部長にかわりまして、説明をします。

まず、建設工事の入札契約手続の誤りについて、御報告とおわびをさせていただきます。

平成30年4月10日に開札いたしました、小浜復旧治山工事の入札契約手続について、予定価格の算定に誤りがあり、この誤りがなかった場合、今回、落札契約をした事業者以外の事業者が落札者となっていた可能性があったことが判明いたしました。建設工事の入札に参加されました事業者の皆様にご迷惑をおかけし、県民の皆様のご信頼を損なう事態となりましたことに深くおわびを申し上げます。

まことに申しわけございませんでした。

今後、このようなことが二度と起こりませんよう再発防止にしっかりと取り組んでまいります。詳細については、後ほど治山林道課長から御説明をします。

またこのほかに2件の報告事項がございます。項目といたしましては平成29年台風第21号による風倒木対策、また、新たな管理型最終処分場の建設予定地の絞り込みに向けた

取り組みです。これら合計3件について御説明をします。また、林業振興・環境部が所管する審議会の審議経過等については今年度はまだ開催がございません。

以上、総括的に御説明をさせていただきましたが、詳細はそれぞれ担当の課長から御説明します。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈木材増産推進課〉

◎岩原木材増産推進課長 木材増産推進課の報告事項について御説明します。委員会資料の報告事項、赤色のインデックス木材増産推進課の1ページをお願いします。平成29年台風第21号による風倒木対策について御説明します。

まず、(1)の被害状況です。昨年10月の台風第21号の強風によりまして、香美市や高知市など県中央部を中心に風倒木被害が発生し、被害のあった市町村は香美市ほか6市町村74カ所で被害区域面積は約244ヘクタールでありました。特に被害の大きかった香美市では25カ所で被害区域面積は152ヘクタール余りでありました。

次に(2)の支援要請ですが、去年の12月に香美森林組合から高知県議会議長や当部に陳情がありまして、要望の内容は①、②にありますように、早急に風倒木処理の手だてを講じることなどの要請がございました。

次に、2の状況と課題のところですが、香美森林組合に具体的な状況を確認したところ、風倒木処理は通常の伐採に比べ安全対策など手間暇がかかることや、既存の造林事業は標準単価が低いのではないかとといったことなどから、風倒木の処理が進んでいないとのことでした。

そこで3の対応のところですが、県は風倒木の被害現場において工程調査を実施しました。その分析結果から、安全に気をつけながら折り重なった倒木を切り離す作業など、現行の作業よりも時間当たりの作業にかかり増しが発生することが確認できましたので、歩係と処理量に応じた適正な単価に見直しを行うことといたしました。

見直し後の標準単価は次の2ページにございます。上段の表ですが、旧単価は2段階の区分でしたが、新規単価では標準単価と実際の経費にかけ離れが少ないように、質材料に応じた処理費用に細分化して新単価を設定しました。差額がマイナスになっている箇所が2カ所ありますが、処理量に応じて適切な単価に見直したためです。

前の1ページに戻っていただきまして、下の端の4、今後についてです。先月の6月5日に標準単価の公表を行いました。また、森林組合と林業事業体に対して標準単価の見直しについて通知をさせていただきました。あわせまして、各森林組合から森林所有者の皆様は風倒木の処理についての標準単価の見直しの情報を周知していただくようお願いいたしました。

今後は、各地域で風倒木の処理も進んでいくものと考えております。またその処理にか

かる予算については、既存の造林事業の災害関係予算がございますので枠内で対応していくこととしています。森林所有者の皆様にはこの風倒木処理の事業を活用していただきまして、森林の整備を進めていただきたいと考えております。

以上で木材増産推進課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 この件に関しましては、今までないものをつくっていただいたということで本当に感謝していますが、香美森林組合との協議の中でやられたということで、ある意味、香美森林組合もそれなりに力のある組合ですが、この標準単価は、今後も参考になると思いますけれど、県内どこの森林組合とかがやってもこれでいけそうな感じでしょうか。

◎岩原木材増産推進課長 これは県下すべての標準単価として設定をさせていただきました。

◎依光委員 そういう意味でいくと、今回新しくできたということで、またこれから台風シーズンになりますんで、迅速な対応にすごくいいことだと思うんで、周知をして、何かあったときにはすぐ対応できる体制をぜひやっていただくよう要請をしておきます。

◎中根委員 香美森林組合はもちろんですが、ほかの森林組合に対するこの周知のあたりは、着々としていただけるようになっていっているのでしょうか。

◎岩原木材増産推進課長 先ほども説明させていただいたんですけど、森林組合の皆様にも、この単価ができたときにすぐに周知をさせていただきますして、そのあと、森林所有者の皆様にごういったことについて周知のお願いを森林組合からお願いしております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈治山林業課〉

◎西内委員長 次に、小浜復旧治山工事の入札契約手続の誤りへの対応と、再発防止の取り組みについて、治山林道課の説明を求めます。

◎二宮治山林道課長 治山林業課です。お手元の商工農林水産委員会資料報告事項の治山林道課の赤いインデックスのついた、3ページをお願いします。小浜復旧治山工事の入札契約手続の誤りへの対応と、再発防止の取り組みについて御説明します。

平成30年4月10日に中央東林業事務所にて開札した一般競争入札、小浜復旧治山工事におきまして、予定価格の積算に誤りがあったものです。

表の3、実施内容と誤りがなかった場合との比較をごらんください。

実施内容Aと、誤りがなかった場合Bの予定価格や最低制限価格については、表に示すとおり、誤りがなかった場合よりも5,000円低く設定されていました。当該工事の設計積算に誤りがなければ、最低制限価格は実施内容より5,000円高く設定されていた可能性があり、最低制限価格が2,075万円だとすると、落札した有限会社武政建設は最低制限価格を下回り失格となり、有限会社岡の内建設が落札社となっていた可能性がありました。

2の工事概要についてです(1)の工事名及び工事番号から(8)の入札方法等のおりで、7社の入札参加者がありました。

次に、3の事案に関する経過等です。

当該工事は平成30年3月23日に入札公告を行い、4月16日に落札者を決定し、予定価格に関する積算疑義申し立て期間を経て、5月1日に、有限会社武政建設と請負契約を締結していました。

次のページをお願いします。その後、5月8日に高知県建設業協会南国支部からの問い合わせにより、資材単価の一部に誤りがあり、入札の結果に影響があり得たことが判明しました。

この結果を受けまして、5月9日に高知県建設業協会南国支部長へ5月10日から14日にかけては、落札する可能性のあった有限会社岡の内建設を初めとする7社の入札参加者に積算ミスがあったことにより、多大な御迷惑をおかけしたことを謝罪するとともに、経過、再発防止の取り組み、現契約を継続させていただきたいことを説明し、御了解をいただきました。そして、5月15日に報道機関へ公表を行っております。

次に、今回の積算ミスの内容及び発生原因等について御説明します。

4の(1)積算ミスの内容にありますように、治山林道課が作成している積算システムの基礎単価、今回、硬質塩化ビニール管についてですが、平成30年2月に単価の変動があったにもかかわらず、正しい単価が積算システムに反映できていなかったため、誤った単価のまま積算をしていました。

(2)の積算ミスの発生原因ですが、単価を作成するための資料や積算資料電子版から印刷する際、該当単価が含まれたページの印刷ができておらず、そのページに含まれる単価の価格変動が認識できていなかったことや、該当単価が含まれたページが印刷できていないことへのチェックができていなかったことが原因です。

次に、(3)の同様の事例の検証並びに単価の修正についてですが、今回の積算ミスを受け、治山林道課が作成しているすべての基礎単価について確認を行ったところ、硬質塩化ビニール管に係る7種類の規格について同様の誤りが確認され、これらの単価を使用した工事がほかにないのか確認した結果、今回の事案以外に、2件の工事が誤った単価を使用していることが判明し、この工事を正しい単価で積算し直したところ、2件とも入札結果には影響はありませんでした。なお、誤りのあった単価については、5月単価より積算資料電子版に基づく適正な価格に修正を行っております。

次に、5の対応状況について説明します。

(1)現行請負契約の継続についてですが、積算ミスが発覚した設計に係る請負契約は、現在の契約済みの相手方には何の瑕疵もなく、契約としては有効であるため、現行の契約は継続しております。

(2) の設計積算ミスの再発防止の対策ですが、2点の再発防止策を実行しています。1点目として、アの単価改定作業の明確化と確認作業の見直しとして、(ア)の毎月の単価の確認作業で使用する様式を見直し、積算資料等の単価の確認が抜かることのないようにしています。

次のページをお願いします。(イ)のチェックリストによる確認作業の徹底した管理を行い、今回のような事案の発生を防止できるようにチェック項目を追加するとともに、補助資料を作成し、多角的なチェックができるように改善を行っています。また、(ウ)の重点的にチェックする項目の役割分担を決め、チェック者の役割等に応じて重点的にチェックする項目を設定し、各人が責任を持って効率的・効果的にチェックができる仕組みに改善しました。

2点目としては、設計積算におけるミスの防止に向けた取り組みの徹底として、チェック段階で判明した設計積算ミス事例の部内での情報共有や職員による設計書審査会及び設計積算研修を開催することにより、職員の設計書の作成能力やチェック力の向上を図りながら、積算ミスを見逃さないためのチェック体制の強化を徹底させ、積算ミスの再発防止に取り組んでいます。

その具体的な再発防止の取り組み状況ではありますが、平成30年5月16日に、部内の各課、出先機関での入札契約手続の誤りへの再発防止について、部長名で周知を図り、翌17日には臨時所長・所属長会を開催し、再発防止の取り組みと情報共有を行いました。平成30年5月20日から30日にかけては、治山林道課にて設計積算ミスの再発防止対策アによって、6月分の改定単価を厳密にチェックするとともに、再度変更した様式やチェックリストの項目の再確認を行いました。

また、平成30年6月8日から20日にかけては、治山林道課の技査と積算担当者が講師となりまして、各林業事務所に出向き、森林土木に従事する全職員を対象とした設計積算技術研修会を実施しました。

あつてはならない設計積算ミスを再び起こさないように、再発防止対策を徹底し、引き続き県民の皆様の信頼回復に向け、精いっぱい努力をまいります。

このたびは、まことに申しわけございませんでした。

以上で、治山林道課からの報告とします。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎前田委員 この単価の見直しは、毎回チェックをするのはわかるんですけど、自動的に単価が改定されるようなシステムはできないんですか。

◎二宮治山林道課長 基本、1,082位の単価を使っているんですけど、その中で土木部と共有しているものがありますし、土木部が使っていないもので独自でつくっているものもあります。その単価については、自動的に単価が出てくる形のコンピューターソフトといい

ますか、そういうことをしていたんですけれど、作業ミスだと思うんですけれど、そのときには、その分が出てこなかったということで、確認することができなかったことになっています。

変更したものだけをチェックしていた、すべてをチェックしているものすごく時間がかかってしまいますので、前月との比較によって、変わっているものがその処理によって出てきますので、それを確認させてもらうというようなやり方をさせてもらっていました。

◎前田委員 この自動的に単価が更新をされて、そして、積算をしていくシステムのはずが、それができていなかった。これもよくわかりませんが、それとあわせてチェックするのを、もちろん最終的には人の目できっちりチェックリストをつくって合っているかどうか、前月比較、正しいのかどうかわかりませんが、ただそのチェックすることさえも、本来であれば、いわゆるスクリーニング的な何らかのシステム的なチェックを1回かけて、そんなこともやらないものなのかとか、できているのか、その辺もよくわからないんですが、どうなんでしょうか。

◎二宮治山林道課長 コンピューターの中で出ていくもの、それから結局打ち出したもの、両方の目で確認もしていたというところなんですけれど、コンピューターのよさといえますか、今、委員からおっしゃられました、そういうやり方も一つの方法だとは思いますが。使い方と言いますか、そこところが、今回ちょっとうまくいかなかったのかなとは考えています。

◎前田委員 当然、こういうのはよくないんで、本来落札できたはずの企業のことを考えたり、また今までもここだけの部署じゃなくて、入札してくださった方から御指摘を受けて発覚するケースもたくさんあったりすると、その御指摘をいただいた企業が使っていたシステムややり方のほうが正しかったということは、そこから学ぶことはたくさんあるはずでして、やはり再発防止の中には、そういう民間の皆さんのお知恵や工夫や努力もあるわけですので、このことが起きることによって、努力をしているところに迷惑がかかるところが、一番重要なところだと思いますんで、ぜひともそこはより一層、厳しく正しく、適正に運用されることを強く望みたいと思います。

◎二宮治山林道課長 そこところは肝に銘じて頑張っていきたいと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で治山林道課を終わります。

〈環境対策課〉

◎西内委員長 次に、新たな管理型最終処分場の建設予定地の絞り込みに向けた取り組みについて、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 委員会資料の報告事項、赤色のインデックス環境対策課の7ページをお願いします。新たな管理型最終処分場の建設予定地の絞り込みに向けた取り組みについ

て御説明します。

新たな管理型最終処分場の候補地選定については、本年2月1日に開催されました第6回候補地選定委員会において、3カ所の最終候補地を選定していただき、同日公表したところでは、

1、最終候補地選定後のこれまでの取り組みの(1)3市町の首長、議会、地域住民説明会等の開催状況です。

2月7日に3市町の首長に最終候補地の選定過程、施設の必要性、安全性などについて御説明させていただきました。その後3月7日までの間には、3市町の議会議員の皆様にも御説明していただき、御理解いただいたものと思っております。また、4月1日までの間に、地元の皆様にも、エコサイクルセンターの例をお示しながら御説明させていただきました。

説明会の参加者からは、工事車両や廃棄物の運搬車両の通行により、交通量が増加すると通学や歩行の際に不安を感じる。地震により施設が破損・損壊し、周辺環境への影響が懸念されるなど、安全面の不安や疑問の声を多くいただいたところでは、

そのため実際の施設を見ていただき、施設の安全性や施設が適正に管理運営されていることを知っていただくことが重要であると考えまして、エコサイクルセンターの見学会を開催することとしました。

8ページをお願いします。(2)エコサイクルセンター見学会の開催状況です。

既に佐川町議会と須崎市議会の議員の皆様を対象としました見学会は終了しております。また、4月15日と19日に、佐川町加茂地区の皆様を対象とした見学会を開催しました。

参加者からは、平成28年に発生した埋立廃棄物からの発煙事象の原因は何か。遮水シートの耐久性はどのくらいか。敷地内の雨水の排水対策はどのようにしているのか。廃石こうボードの埋め立て処分の状況など、さまざまな御意見や御質問いただきましたので、一つ一つにお答えをさせていただきました。見学会に御参加いただいた皆様には、施設の必要性や安全性、施設が適切に管理運営されていることについて、一定の御理解をいただけたのではないかと感じているところです。なお、香南市議会議員の皆様を対象とする見学会を今月13日に開催する予定としております。また、香南市、須崎市の地域の皆様を対象とする見学会も、今月中に開催できますよう日程を調整しているところです。

次に、(3)現地調査の状況です。最終候補地の中で科学的に最適な場所はどこなのかという視点で検討を行うため、地権者の御了解いただいた範囲において、5月中旬から現地調査を実施しています。

調査の内容は、候補地の流域や隣接する流域などにおける沢水の流量や水質の分析などを行い、候補地周辺の地下水の動きを分析する水門調査、地表から見える範囲で地形や地質構造等の確認を行い、地すべり地形や断層などといった施設整備上の懸念材料となる地

形・地質の状況を整理する地質調査。既存道路の状況や建物、農業用ハウス等、立地状況を調査し、進入道路の新設・拡幅の実現性や整備上の課題等を整理する候補地周辺調査の大きく分けて三つです。この三つの調査をもとに、それぞれの候補地ごとに施設整備に当たっての課題などを整理した調査結果を、7月下旬を目途に取りまとめたいと考えています。

9ページをお願いします。2、絞り込みに向けた今後の取り組みです。地元の皆様の御理解をいただくことが必須ですので、努力を重ねてまいります。

まず、先ほども御説明させていただきましたように、まだエコサイクルセンターを見学いただいていない香南市議会議員の皆様や、香南市及び須崎市の地域の皆様を対象とする見学会を開催して、施設の必要性・安全性、施設が適切に管理運営されていることなどを御理解いただきたいと思います。

次に、これまで説明に参加できていない方々を初め、できるだけ多くの皆様に施設の必要性や安全性などについてお知らせすることが大事ですので、引き続き丁寧な上にも丁寧に説明を重ねてまいります。

最後に、説明をよりわかりやすく理解を深めていただけるようにするために、これまでの説明会や見学会においていただいた御意見、御質問に対する県の考え方などを整理した資料を作成して、3市町の該当地区の全世帯に配布します。さらに多くの方に詳しく最終処分場に関する情報をお伝えできるものと考えてます。また、今後の説明会などにおいてもこの資料を使用しまして、詳しく説明してまいります。

加えて、繰り返しになりますが、詳細な現地調査を行いその結果を7月下旬を目途に取りまとめたいと考えています。建設予定地の絞り込みに向けまして、3市町の皆様方の御理解をいただくことができますよう説明会や見学などを通じまして、丁寧に説明を重ねてまいります。

環境対策課からの報告事項は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 今後の取り組みの説明もいただきましたが、日高村のときにも振興策を打ち出されたわけなんですけれど、そのあたりについて説明会での質問とか要望とかはなかったですか。

◎萩野環境対策課長 振興策についての御質問などは、説明会の折にいただきましたけれども、具体的な振興策の内容については、なかなか答弁できる状況にございませんでしたので、そのあたりは、日高村の例は説明させていただいたぐらいです。

◎武石委員 ちょっとその答弁じゃようわからんけど、いろいろ振興策としてやってくれという話はある。ただそれに対してイエス・ノーって答えるものは持ち合わせてないから、聞いているというようなことを今おっしゃってるんですか。

◎萩野環境対策課長 そういったことです。

◎武石委員 それについては、これから俎上に上げてどうするかってことを具体的に検討もしていくと。まずは聞いているということですかね。

◎中根委員 関連で。その振興策なんかについて、随分具体的な話がもう既に、例えば市町議会の議員の皆さんが見に行ったときにおっしゃっているとか、どんな場でどんなふうになっている段階なんでしょうか。

◎萩野環境対策課長 先ほど申し上げましたように、振興策についてはまだ具体的なお話はしておりません。今のところですが、この施設の必要性とか安全性について御説明は、地域の皆様を初め、そうした関係の方々に丁寧に説明しているという状況です。

◎武石委員 関連で。たくさんの方が説明会にこられて、おのおの自分の考えで、こんなんやってくれ、あんなんやってくれと言う、そこを全部対応することも難しいと思うんだけれど、やっぱり振興策もにらみながら、行政の長としては判断しなくちゃならん部分もあるでしょうから、今の段階ではただ聞いてるっていうことでも、それはそれでいいとしても、やっぱり市長や町長としてどう思うのか、これからの行政運営を考えたときという判断もどっかではないといけないから、振興策も並行してやっていかんと、単なる安全性だけで云々かんぬん、安全性はいくら研究してもね、絶対大丈夫っていうのは、住民の腑に落ちるようなことも出にくいような気もするし、やっぱりある程度振興策について、正式に話もする時期が来ているんじゃないかなっていう気もしますが、それを交換条件というのもまたおかしな話やけれど、そのあたりを。

◎西内委員長 副部長何かございますか。

◎森下林業・環境副部長 基本的なスタンスといたしましては、産業廃棄物の処理、処分場というのは、産振計画の取り組みを初め、県の産業施策を進めていく、それを下支えするという意味でも非常に大事な施設ですので、その施設を整備する、地域にとっても、この施設を整備することが何らかの地域の活性化につながるようなことは、検討していくべきだというのが基本的な考え方です。

具体的にというお話については、地域のこれまでの説明会の中でも、具体的なものを求めるというよりは、振興策については、県はどういうふう考えてますかっていうような一般的な御質問でした。それで、進めていく手順としましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、まず、説明を丁寧にしていくことが最優先であるというのが、基本的なスタンスということですので、振興策のことについては、先ほど言いましたように姿勢としては、そういったことは検討していかなければならないと考えておるところです。

◎西内委員長 現地調査ですけれども、7月下旬に取りまとめを行うということですが、この中で3候補地から落選するというか落ちるところが出てくるのか、もし3ヵ所とも落ちた場合なんかどうするのかはあるんでしょうか。

◎萩野環境対策課長 今、科学的な、どこが最適化な場所かということで、現地調査を行っておりますが、この結果と、あと最終的には3市町の首長、議会、それから住民の皆様の考え方、そういったものを総合した上で、どこが一番適切な場所かを判断させていただきたいということで考えていまして、現地調査の結果だけでどうするとかは、ちょっと考えていません。

◎西内委員長 わかりました。

以上で質疑を終わります。

以上で林業振興環境部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎西内委員長 それではお諮りします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案3件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは、採決を行います。第1号議案「平成30年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号議案「平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案「県有財産の処分に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第3号議案「高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、報第3号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎西内委員長 次に、意見書を議題とします。

意見書案1件が提出されております。まず、「地域材の利用拡大推進を求める意見書(案)」が公明党、自由民主党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西内委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 私たちは不一致です。

◎ 不一致ですか。

◎西内委員長 正常に戻します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しとします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

あすは休会とし、4日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行います。4日は、出先機関調査の取りまとめ委員会の日程及び県外調査の候補地を決定したいと思いますので、日程を確認できるようよろしくお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(散会 午後0時5分)